

私立幼稚園園務平準化支援事業費補助金 概要

1 内容

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用を補助する。

2 補助対象園

施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）

- ※ 学校法人以外の設置者も対象となります。
- ※ 幼保連携型こども園は対象外です。
- ※ 過去に本補助金の交付を受けた園は対象外です。

3 補助対象経費

登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等。（配置初年度に係る費用に限る。2年目以降の経費は補助対象外。）

（参考）業務の具体例
○ 幼稚園の入口における園児の受け入れ ○ 園児の建物内への誘導 ○ 担任教員に対する登園状況の報告 （登園管理システムを導入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。）

※ 裏面の「6 留意事項」も必ずご確認ください。

4 交付基準額等

(1) 交付基準額

1 施設当たり 260 千円 上限

(2) 補助率

1 / 2

5 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

※ 本補助金は、「交付決定後の執行着手の原則」の例外が認められておりますので、令和 7 年 4 月 1 日より事業開始が可能です。

（裏面もご確認ください。）

6 今後のスケジュール

- (1) 令和 7 年 12 月 交付決定（予定）
- (2) 令和 8 年 3 月 実施状況報告提出締切（予定）
- (3) 令和 8 年 4 月 実績報告書提出締切（予定）
- (4) 令和 8 年 5 月 交付額の確定・振込（予定）

7 留意事項

- (1) 補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、補助対象期間内に新たに補助員等を配置した場合に限ります。ただし、補助対象期間以前にすでに雇用した人物においても、契約更新の際に新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は、対象業務が適切に切り分けられる場合限り補助対象となります。
- (2) 補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子どもの命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築してください。
- (3) 配置初年度に係る経費のみが補助対象となります。2 年目以降の経費を補助対象とすることは認められません。（過去に本補助金の交付を受けた園は申請できません。）
- (4) チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複給付は認められません。（公定価格算定に含まれる人員は補助対象外です。）
- (5) 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにしてください。
- (6) 当該業務と他の部分の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにしてください。